

資料編

調査のあらまし（小学校・中学校・高校）

1. 目的

本市における子どもの読書活動の現状を把握することにより、読書活動における課題を探り、課題解決のための方策を盛り込んだ「網走市子どもの読書活動推進計画」を策定するため。

2. 実施主体

網走市教育委員会・網走市子どもの読書活動推進計画庁内検討委員会

3. 実施方法

- （１）調査対象 市内の小学校、中学校、高等学校（うち協力校２校）の全生徒
- （２）調査方法 当該校の学級活動時等を利用してもらい、質問に対し挙手による回答の集計を学級担任に依頼します。
- （３）調査期間 平成１６年１２月
- （４）集計期間 平成１７年１月

4. アンケート回収率

	小学校 9 校	中学校 6 校	高校 2 校
生徒数	2 , 2 4 1	1 , 1 9 0	1 , 0 6 1
回収数	2 , 1 8 7	1 , 0 4 6	1 , 0 4 9
回収率	9 8 %	8 8 %	9 9 %

5. アンケート集計

（１）小学校（学年別）

問１ あなたは、１ヶ月平均何冊の本を読みますか						
学年	人数	読んでいない	1 冊～2 冊	3 冊～4 冊	5 冊～10 冊	11 冊以上
1 年	375	39	83	66	67	114
割合	17.1%	10.4%	22.1%	17.6%	17.9%	30.4%
2 年	316	22	52	49	97	89
割合	14.4%	7.0%	16.5%	15.5%	30.7%	28.2%
3 年	364	56	108	95	50	45
割合	16.6%	15.4%	29.7%	26.1%	13.7%	12.4%
4 年	377	34	91	78	79	81
割合	17.2%	9.0%	24.1%	20.7%	21.0%	21.5%
5 年	383	57	107	45	82	90
割合	17.5%	14.9%	27.9%	11.7%	21.4%	23.5%
6 年	372	55	119	67	62	72
割合	17.0%	14.8%	32.0%	18.0%	16.7%	19.4%

問2 問1で「読んでいない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。(複数回答)

学年	人数	本を読むのがきらいだから	勉強や、習い事、塾などが忙しくて読む時間がない	どんな本を読めばいいのかわからないから	ほかにやりたいことがある	読みたいと思う本が身近にないから
1年	39	11	10	12	11	10
割合	10.4%	28.2%	25.6%	30.8%	28.2%	25.6%
2年	22	5	4	4	14	8
割合	7.0%	22.7%	18.2%	18.2%	63.6%	36.4%
3年	56	7	11	16	25	15
割合	15.4%	12.5%	19.6%	28.6%	44.6%	26.8%
4年	34	13	2	9	20	15
割合	9.0%	38.2%	5.9%	26.5%	58.8%	44.1%
5年	57	9	2	12	36	28
割合	14.9%	15.8%	3.5%	21.1%	63.2%	49.1%
6年	55	21	6	7	23	24
割合	14.8%	38.2%	10.9%	12.7%	41.8%	43.6%

問3 あなたは主にどこで本を読みますか。(複数回答)

学年	人数	自分の家で	学校の図書室や教室で	友だちの家で	市の図書館で	児童館の文庫で	バスや汽車の中で	その他
1年	375	246	247	68	172	80	45	24
割合	17.1%	65.6%	65.9%	18.1%	45.9%	21.3%	12.0%	6.4%
2年	316	230	235	68	168	81	16	46
割合	14.4%	72.8%	74.4%	21.5%	53.2%	25.6%	5.1%	14.6%
3年	364	263	238	59	133	54	41	55
割合	16.6%	72.3%	65.4%	16.2%	36.5%	14.8%	11.3%	15.1%
4年	377	307	221	48	123	45	64	47
割合	17.2%	81.4%	58.6%	12.7%	32.6%	11.9%	17.0%	12.5%
5年	383	330	159	80	120	49	44	66
割合	17.5%	86.2%	41.5%	20.9%	31.3%	12.8%	11.5%	17.2%
6年	372	354	142	103	67	17	30	42
割合	17.0%	95.2%	38.2%	27.7%	18.0%	4.6%	8.1%	11.3%

問 4 あなたは、どのようにして自分で読む本を選びますか（複数回答可）									
学年	人数	書店で 選んで買 って	学校の 図書室に ある本を 選んで	教室に ある本を 選んで	市の図 書館や分 庫に行っ て選んで 借りて	親など が選んで すすめて くれた本	友だち が「おも しろい よ」と教 えてくれ た本	テレビ やラジオ で紹介し ている本	その他
1 年	375	145	154	239	156	101	93	55	8
割合	17.1%	38.7%	41.1%	63.7%	41.6%	26.9%	24.8%	14.7%	2.1%
2 年	316	161	191	212	154	100	85	30	38
割合	14.4%	50.9%	60.4%	67.1%	48.7%	31.6%	26.9%	9.5%	12.0%
3 年	364	149	207	127	138	105	90	40	20
割合	16.6%	40.9%	56.9%	34.9%	37.9%	28.8%	24.7%	11.0%	5.5%
4 年	377	206	142	97	158	64	90	35	37
割合	17.2%	54.6%	37.7%	25.7%	41.9%	17.0%	23.9%	9.3%	9.8%
5 年	383	240	148	104	162	105	136	76	64
割合	17.5%	62.7%	38.6%	27.2%	42.3%	27.4%	35.5%	19.8%	16.7%
6 年	372	243	100	76	94	60	148	41	48
割合	17.0%	65.3%	26.9%	20.4%	25.3%	16.1%	39.8%	11.0%	12.9%

問 5 あなたはどんな内容の本が好きですか（複数回答可）									
学年	人数	絵本	小説 （物語、童 話など）	ドキュ メント・ ルポルタ ージュ	科学も の	実用書 （趣味・ス ポーツな ど）	まんが （コミッ ク・週刊誌 など含む）	雑誌	その他
1 年	375	210	159	89	176	102	247	97	19
割合	17.1%	56.0%	42.4%	23.7%	46.9%	27.2%	65.9%	25.9%	5.1%
2 年	316	157	194	114	160	123	248	78	24
割合	14.4%	49.7%	61.4%	36.1%	50.6%	38.9%	78.5%	24.7%	7.6%
3 年	364	113	151	96	134	135	291	93	30
割合	16.6%	31.0%	41.5%	26.4%	36.8%	37.1%	79.9%	25.5%	8.2%
4 年	377	55	192	124	123	165	300	165	23
割合	17.2%	14.6%	50.9%	32.9%	32.6%	43.8%	79.6%	43.8%	6.1%
5 年	383	57	262	147	103	210	349	205	39
割合	17.5%	14.9%	68.4%	38.4%	26.9%	54.8%	91.1%	53.5%	10.2%
6 年	372	23	210	117	52	136	349	169	34
割合	17.0%	6.2%	56.5%	31.5%	14.0%	36.6%	93.8%	45.4%	9.1%

問 6 あなたは、どういうときに本を読みたいと思いますか（複数回答可）									
学年	人数	わからないことがあって本で調べたい	映画やテレビドラマなどを見て原作を読みたい	ひまでもほかのことがない	病院や床屋などで待ち時間があるとき	困ったときや悩み事があるとき	自分の趣味や研究を深めようと思ったとき	進学・進路・生き方を考える参考に	その他
1 年	375	168	172	282	226	73	83	10	15
割合	17.1%	44.8%	45.9%	75.2%	60.3%	19.5%	22.1%	2.7%	4.0%
2 年	316	174	132	249	210	46	111	31	43
割合	14.4%	55.1%	41.8%	78.8%	66.5%	14.6%	35.1%	9.8%	13.6%
3 年	364	220	133	269	214	37	123	35	52
割合	16.6%	60.4%	36.5%	73.9%	58.8%	10.2%	33.8%	9.6%	14.3%
4 年	377	157	90	324	246	27	123	19	77
割合	17.2%	41.6%	23.9%	85.9%	65.3%	7.2%	32.6%	5.0%	20.4%
5 年	383	181	166	346	273	55	168	72	77
割合	17.5%	47.3%	43.3%	90.3%	71.3%	14.4%	43.9%	18.8%	20.1%
6 年	372	130	134	336	228	21	111	30	58
割合	17.0%	34.9%	36.0%	90.3%	61.3%	5.6%	29.8%	8.1%	15.6%

（ 2 ） 中学校

問 1 あなたは、1 ヶ月平均何冊の本を読みますか						
学年	人数	読んでいない	1 冊～2 冊	3 冊～4 冊	5 冊～10 冊	11 冊以上
1	340	66	124	39	43	48
割合	32.5%	19.4%	36.5%	11.5%	12.6%	14.1%
2	316	52	95	54	51	48
割合	30.2%	16.5%	30.1%	17.1%	16.1%	15.2%
3	390	104	125	45	39	47

問 2 問 1 で「読んでいない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。（複数回答可）						
学年	人数	本を読むのがきらいだから	勉強や、習い事、塾などが忙しくて読む時間がない	どんな本を読めばいいのかわからないから	ほかにやりたいことがある	読みたいと思う本が身近にないから
1 年	18	6	5	58	16	18
割合	27.3%	9.1%	7.6%	87.9%	24.2%	27.3%
2 年	5	8	5	33	7	5
割合	9.6%	15.4%	9.6%	63.5%	13.5%	9.6%
3 年	19	9	22	42	37	19

問 3 あなたは主にどこで本を読みますか。(複数回答)								
学年	人数	自分の家で	学校の図書室や教室で	友だちの家で	市の図書館で	児童館の文庫で	バスや汽車の中で	その他
1年	340	111	53	29	3	8	34	236
割合	32.5%	32.6%	15.6%	8.5%	0.9%	2.4%	10.0%	69.4%
2年	316	110	40	16	1	7	18	274
割合	30.2%	34.8%	12.7%	5.1%	0.3%	2.2%	5.7%	86.7%
3年	390	31	20	24	2	9	10	273
割合	37.3%	7.9%	5.1%	6.2%	0.5%	2.3%	2.6%	70.0%

問 4 あなたは、どのようにして自分で読む本を選びますか(複数回答可)									
学年	人数	書店で選んで買って	学校の図書室にある本を選んで	教室にある本を選んで	市の図書館や分庫に行き選んで借りて	親などが選んですすめてくれた本	友だちが「おもしろい」と教えてくれた本	テレビやラジオで紹介している本	その他
1年	340	207	24	5	59	43	87	48	25
割合	32.5%	60.9%	7.1%	1.5%	17.4%	12.6%	25.6%	14.1%	7.4%
2年	316	218	28	1	26	26	113	45	29
割合	30.2%	69.0%	8.9%	0.3%	8.2%	8.2%	35.8%	14.2%	9.2%
3年	390	178	27	3	75	18	96	53	38
割合	37.3%	45.6%	6.9%	0.8%	19.2%	4.6%	24.6%	13.6%	9.7%

問 5 あなたはどんな内容の本が好きですか(複数回答可)									
学年	人数	絵本	小説(物語、童話など)	ドキュメント・レポート・雑誌	科学もの	実用書(趣味・スポーツなど)	まんが(コミック・週刊誌など含む)	雑誌	その他
1年	340	12	155	48	18	95	261	184	12
割合	32.5%	3.5%	45.6%	14.1%	5.3%	27.9%	76.8%	54.1%	3.5%
2年	316	13	131	42	10	50	255	152	11
割合	30.2%	4.1%	41.5%	13.3%	3.2%	15.8%	80.7%	48.1%	3.5%
3年	390	10	168	39	13	68	233	187	17
	37.3%	2.6%	43.1%	10.0%	3.3%	17.4%	59.7%	47.9%	4.4%

問 6 あなたは、どういうときに本を読みたいと思いますか（複数回答可）									
学年	人数	わからないことがあって本で調べたい	映画やテレビドラマなどを見て原作を読みたい	ひまでほかにすることがない	病院や床屋などで待ち時間があるとき	困ったときや悩んでいるとき	自分の趣味や研究を深めようと思ったとき	進学・進路・生き方を考える参考に	その他
1 年	340	56	103	281	122	16	73	27	60
割合	32.5%	16.5%	30.3%	82.6%	35.9%	4.7%	21.5%	7.9%	17.6%
2 年	316	29	66	211	65	14	38	8	27
割合	30.2%	9.2%	20.9%	66.8%	20.6%	4.4%	12.0%	2.5%	8.5%
3 年	390	30	109	213	62	14	56	22	26
割合	37.3%	7.7%	27.9%	54.6%	15.9%	3.6%	14.4%	5.6%	6.7%

（ 3 ） 高 校

問 1 あなたは、1 ヶ月平均何冊の本を読みますか					
人数	読んでいない	1 冊 ～ 2 冊	3 冊 ～ 4 冊	5 冊 ～ 10 冊	11 冊 以上
1,049	153	380	163	203	122
100%	15%	36%	16%	8%	12%

問 2 問 1 で「 読んでいない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。（複数回答）					
人数	本を読むのがきらいだから	勉強や、習い事、塾などが忙しくて読む時間がないから	どんな本を読めばいいのかわからないから	ほかにやりたいことがある	読みたいと思う本が身近にないから
153	34	56	13	70	53
100%	22.2%	36.6%	8.5%	45.8%	34.6%

問 3 あなたは主にどこで本を読みますか。（複数回答）							
人数	自分の家で	学校の図書室や教室で	友だちの家で	市の図書館で	児童館の文庫で	バスや汽車の中で	その他
1,049	758	97	110	81	3	91	118
100%	72.3%	9.2%	10.5%	7.7%	0.3%	8.7%	11.2%

問 4 あなたは、どのようにして自分で読む本を選びますか（複数回答可）								
人数	書店で選んで買って	学校の図書室にある本を選んで	教室にある本を選んで	市の図書館や分庫に行き行って選んで借りて	親などが選んでくれますよ	友だちが「おもしろいよ」と教えてくれた本	テレビやラジオで紹介している本	その他
1,049	551	49	2	173	57	253	143	83
100%	52.5%	4.7%	0.2%	16.5%	5.4%	24.1%	13.6%	7.9%

問 5 あなたはどんな内容の本が好きですか（複数回答可）								
人数	絵本	小説（物語、童話など）	ドキュメント・レポート・ジャーナル	科学もの	実用書（趣味・スポーツなど）	まんが（コミック・週刊誌など含む）	雑誌	その他
1,049	69	434	96	41	205	583	454	47
100%	6.6%	41.4%	9.2%	3.9%	19.5%	55.6%	43.3%	4.5%

問 6 あなたは、どういうときに本を読みたいと思いますか（複数回答可）								
人数	わからないことがあって本で調べたい	映画やテレビドラマなどを見て原作を読みたい	ひまではにかにすることがない	病院や床屋などで待ち時間があるとき	困ったことや悩み事があるとき	自分の趣味や研究を深めようと思ったとき	進学・進路・生き方を考える参考に	その他
340	56	103	281	122	16	73	27	60
32.5%	16.5%	30.3%	82.6%	35.9%	4.7%	21.5%	7.9%	17.6%
316	29	66	211	65	14	38	8	27
30.2%	9.2%	20.9%	66.8%	20.6%	4.4%	12.0%	2.5%	8.5%
390	30	109	213	62	14	56	22	26
37.3%	7.7%	27.9%	54.6%	15.9%	3.6%	14.4%	5.6%	6.7%

子どもの読書活動に関するアンケート調査

この調査は、網走市の子ども（小学生・中学生・高校生）の読書傾向を調査するものです。小学生から高校生まで同じ質問をしていますので、年齢により理解しにくいと思われるものは、担任の判断でとばしていただいてもかまいません。

ご協力よろしく願いいたします。

（この調査には、教科書や学習参考書は含めないでください）

学校名 _____

学 年 _____

児童・生徒数 _____ 名

問1 あなたは、1ヶ月平均何冊の本を読みますか？

読んでいない.....	名
1冊～2冊.....	名
3冊～4冊.....	名
5冊～10冊.....	名
11冊以上.....	名

問2 問1で「読んでいない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。（複数回答可）

本を読むのがきらいだから.....	名
勉強や、習い事、塾などが忙しくて読む時間がない.....	名
どんな本を読めばいいのかわからないから.....	名
ほかにやりたいことがある.....	名
読みたいと思う本が身近にないから.....	名

問3 あなたは主にどこで本を読みますか。（複数回答可）

自分の家で.....	名
学校の図書室や教室で.....	名
友だちの家で.....	名
市の図書館で.....	名
児童館の文庫で.....	名
バスや車の中.....	名
その他.....	名

問4 あなたは、どのようにして自分で読む本を選びますか（複数回答可）

書店で、選んで買って読む.....	名
学校の図書室にある本を選んで読む.....	名
教室にある本を選んで読む.....	名
市の図書館や分庫に行って選んで借りて読む.....	名
親などが選んですすめてくれた本を読む.....	名
友だちが「おもしろいよ」と教えてくれた本を読む.....	名
テレビやラジオで紹介している本に興味をもって読む.....	名
その他.....	名

問5 あなたはどんな内容の本が好きですか（複数回答可）

絵本.....	名
小説（物語、童話など）.....	名
ドキュメント・ルポルタージュ（本当の話・歴史・伝記等）.....	名
科学もの（恐竜・病気などを含む）.....	名
実用書（趣味・スポーツなど）.....	名
まんが（コミック・週刊誌など含む）.....	名
雑誌.....	名
その他.....	名

問6 あなたは、どういうときに本を読みたいと思いますか（複数回答可）

わからないことがあって本でしらべようと思ったとき.....	名
映画やテレビドラマなどを見て、本で書かれているもの（原作）を読んでみたいと思ったとき.....	名
ひまで何もすることがないとき.....	名
病院や床屋などで、待ち時間があるとき.....	名
困ったことや悩みごとなどがあったとき.....	名
自分の趣味や研究を深めようと思ったとき.....	名
進学・進路・生き方を考える参考に.....	名
その他.....	名

ご協力ありがとうございました。

調査のあらまし（乳幼児保護者）

1. 目的

本市における子どもの読書活動の現状を把握することにより、読書活動における課題を探り、課題解決のための方策を盛り込んだ「網走市子どもの読書活動推進計画」を策定するため。

2. 実施主体

網走市教育委員会・網走市子どもの読書活動推進計画庁内検討委員会

3. 実施方法

- （１）調査対象 市内に住む乳幼児の保護者
- （２）調査方法 ８ヶ月児健康相談日に聞き取り調査
 保育園児（１園を抽出）の保護者に記入してもらい回収
 幼稚園児（３園を抽出）の保護者に記入してもらい回収
- （２）調査期間 平成１６年１２月～平成１７年１月
- （３）集計期間 平成１７年１月

4. アンケート集計

問１ あなたは、あなたのお子さまに１ヶ月平均何冊の本を読んであげていますか (おばあちゃんなど家族のどなたが読んでくれる場合も含みます)								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
読んであげていない	3	1	0	1	1	5	11	22
1冊～2冊	3	6	0	3	16	19	22	69
3冊～4冊	1	10	1	7	19	18	13	69
5冊～10冊	0	1	1	4	11	5	7	29
11冊以上	0	4	0	4	11	10	6	35
合 計	7	22	2	19	58	57	59	224

【その他の記載】

私自身は絵本好きで家にもたくさんの絵本があります。

子どもが１歳頃から読み聞かせにチャレンジしましたが、うちの子は本がまったくきらいで、いまだにあまり興味がないようです。しかし、２歳になる下の子は絵本好きで毎日２冊～３冊読んでいます。

親は子どもにたくさんの本を読んでほしいのですが、その子その子によって違うようでしたとおりにはいきません。

問2 問1で「読んであげていない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。(複数回答可)								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
本を読むのがきらいだから	0	0	0	0	0	0	0	0
子どもがまだ本を理解する年齢ではないと思うから	1	0	0	0	0	0	0	1
どんな本を読ませればいいのかわからないから	0	0	0	0	0	0	0	0
ほかにやりたいことがあるから	0	0	0	0	0	0	0	0
テレビやビデオで物語や童話を見せているから	0	0	0	1	0	1	1	3
「よみかせ」が不得意だから	0	0	0	0	0	0	0	0
家事や仕事であげる時間がとれない	0	1	0	1	0	2	4	8
その他	2	2	0	0	1	3	8	16
合 計	3	3	0	2	1	6	13	28

【その他の回答】 []内は子供の年齢

絵をみせてあげるだけ・布の絵本をみせている[8ヶ月]・まだ早いと思う[8ヶ月]

子どもが興味ない[1歳7ヶ月]・読んでほしいと言われれば読んでいます[4歳11ヶ月]

読んであげると怒る、自分で読みたいらしい。分からない所は聞いてくる[5歳9ヶ月]

問3 あなたは主にどこで本を読んであげていますか。(複数回答可)								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
自分の家で	5	21	2	19	58	54	49	208
市の図書室や分庫で	0	1	0	0	4	1	6	12
児童館の分庫で	0	0	0	0	0	0	0	0
移動するときのバスや汽車の中で	0	0	0	1	0	0	3	4
その他	0	2	0	3	3	6	7	21
合 計	5	24	2	23	65	61	65	245

問4 あなたは、お子さまへの本をどのようにして選びますか（複数回答可）								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
書店で、選んで	3	20	2	14	50	31	45	165
幼稚園・保育所などから薦められて	0	1	1	4	5	9	8	28
市の図書館や分庫に行って	1	7	0	6	23	25	27	89
市の図書館の図書案内や司書に相談して	1	0	0	0	1	1	0	3
友人などに薦められて	0	1	0	0	2	4	1	8
テレビやラジオ、新聞などで紹介している本に興味をもって	0	3	0	5	10	7	12	37
その他	1	1	0	2	6	12	3	25
合 計	6	33	3	31	97	89	96	355

問5 あなたご自身は1ヶ月平均何冊の本を読みますか								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
読んでいない	0	9	2	6	20	19	20	76
1冊～2冊	6	7	0	8	26	23	23	93
3冊～4冊	1	3	0	1	9	12	9	35
5冊～10冊	0	1	0	3	3	1	6	14
11冊以上	0	1	0	1	0	2	1	5
合 計	7	21	2	19	58	57	59	223

問6 問5で「読んでいない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。（複数回答可）								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
本を読むのがきらいだから	0	1	0	0	1	2	0	4
子育てや家事が忙しくて読書の時間がとれないから	0	7	1	5	17	12	15	57
どんな本がおもしろいかわからないから	0	0	0	0	2	2	1	5
ほかにやりたいことがあるから	0	3	1	1	2	2	6	15
読みたいと思う本が身近にないから	0	0	1	1	2	5	3	12
その他	0	0	0	0	1	3	1	5
合 計	0	11	3	7	25	26	26	98

問7 お子さまの成長に読書はどのような効果があると思いますか（複数回答可）								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
想像力や感性を育てる	4	16	1	18	54	46	50	189
表現力や創造性を育てる	4	14	0	15	36	36	33	138
読解力を養う	3	10	1	7	34	39	42	136
知識を豊富にする	4	12	1	10	33	25	32	117
読書する必要性は感じていない	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツや音楽のなど習い事の ほうが成長に大切だ	0	0	0	0	0	0	0	0
どのような効果があるかわか らない	0	1	0	0	0	0	1	2
その他	0	0	0	0	1	2	1	4
合 計	15	53	3	50	158	148	159	586

問8 お子さまがテレビやビデオを見ている時間は1日平均どのくらいですか								
区 分	1歳未満	1歳以上 2歳未満	2歳以上 3歳未満	3歳以上 4歳未満	4歳以上 5歳未満	5歳以上 6歳未満	6歳以上	合計
1時間以内	5	7	0	4	8	5	4	33
2時間程度	1	8	1	8	25	25	22	90
3時間程度	1	6	1	5	14	18	20	65
3時間以上	0	0	0	3	11	9	13	36
見せていない	0	0	0	0	1	0	0	1
合 計	7	21	2	20	59	57	59	225

ちいさなお子さまをお育ての保護者のみなさまへ
子どもの読書活動に関するアンケート調査

この調査は、「網走市子どもの読書活動推進計画」を策定するための基礎資料とするためのアンケート調査です。該当するものに○をつけてください。

回答後、お子さま経由で園へお渡しください。ご協力よろしくお願いいたします。

お子さまの年齢は？ _____ 歳 _____ ヶ月

問1 あなたは、あなたのお子さまに1ヶ月平均何冊の本を読んであげていますか
(おばあちゃんなど家族のどなたが読んでくれる場合も含みます)

読んであげていない

1冊～2冊

3冊～4冊

5冊～10冊

11冊以上

問2 問1で「読んであげていない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。(複数回答可)

本を読むのがきらいだから

子どもがまだ本を理解する年齢ではないと思うから

どんな本を読ませればいいのかわからないから

ほかにやりたいことがある

テレビやビデオで物語や童話を見させているから。

「よみきかせ」が不得意だから。

家事や仕事で読んであげる時間がとれない

その他()

問3 あなたは主にどこで本を読んであげていますか。(複数回答可)

自分の家で

市の図書館や分庫で

児童館の文庫で

移動するときのバスや車の中で

その他()

問4 あなたは、お子さまへの本をどのようにして選びますか(複数回答可)

書店で、選んで

幼稚園・保育所などから薦められて

市の図書館や分庫に行って

市の図書館の図書案内や司書に相談して

友人などに薦められて
テレビやラジオ、新聞などで紹介している本に興味をもって
その他（ ）

問5 あなたご自身は1ヶ月平均何冊の本を読みますか

読んでいない
1冊～2冊
3冊～4冊
5冊～10冊
11冊以上

問6 問5で「読んでいない」と答えた方にお聞きします。読んでいない理由を教えてください。（複数回答可）

本を読むのがきらいだから
子育てや家事が忙しくて読書の時間がとれないから
どんな本がおもしろいかわからないから
ほかにやりたいことがあるから
読みたいと思う本が身近にないから
その他（ ）

問7 お子さまの成長に読書はどのような効果があると思いますか（複数回答可）

想像力や感性を育てる
表現力や創造性を育てる
読解力を養う
知識を豊富にする
読書する必要性は感じていない
スポーツや音楽などの習い事のほうが成長に大切だ
どのような効果があるかわからない
その他（ ）

問8 お子さまがテレビやビデオを見ている時間は1日平均どのくらいですか

1時間以内
2時間程度
3時間程度
3時間以上
見せていない

ご協力ありがとうございました。

調査のあらまし（保育園・幼稚園）

1. 目 的

本市における子どもの読書活動の現状を把握することにより、読書活動における課題を探り、課題解決のための方策を盛り込んだ「網走市子どもの読書活動推進計画」を策定するため。

2. 実施主体

網走市教育委員会・網走市子どもの読書活動推進計画庁内検討委員会

3. 実施方法

- （１）調査対象 市内保育園・幼稚園から任意抽出
- （２）調査方法 市内保育園・幼稚園（１施設１枚を配布）の読書活動の状況等についてアンケート用紙に記述し返送してもらう。
- （３）調査期間 平成１６年１２月～平成１７年１月
- （４）集計期間 平成１７年１月

4. アンケート回収率

		保育園	幼稚園
依頼数	11	5	6
回収数	9	5	4
回収率	82%	100%	67%

5. アンケート集計

問１．貴園では「よみきかせ」の時間をとっていますか			
回 答		回答数	割 合
(1) とっている		9	100.0%
(2) とっていない		0	0.0%

問２．問１で「(１)とっている」と回答された方にお伺いします。どのくらいの回数でおこなっていますか。			
回 答		回答数	割 合
(1) １日１回（以上）		8	88.9%
(2) １週間に数回程度		1	11.1%
(3) １ヶ月に数回程度		0	0.0%
(4) １年間に数回程度		0	0.0%
(5) 不定期		0	0.0%

問３．１回の時間はどのくらいですか（複数回答有）		
回 答	回答数	割 合
(1) １５分以内	9	100.0%
(2) ３０分以内	1	11.1%
(3) １時間以内	0	0.0%
(4) お迎えの時間などを利用し、時間は決めていない	2	22.2%
(1) １５分以内	9	100.0%

問４．「よみきかせ」はどなたが行っていますか（複数回答有）		
回 答	回答数	割 合
(1) 職員	9	100.0%
(2) 保護者	0	0.0%
(3) ボランティア	0	0.0%
(4) その他	0	0.0%

問５．よみきかせに必要な本はどのように確保していますか（複数回答有）		
回 答	回答数	割 合
(1)園で購入	9	100.0%
(2)図書館から借りる	4	44.4%
(3)園児の親が用意する	0	0.0%
(4)その他	2	22.2%

問６．よみきかせ以外の読書活動をおこなっている場合内容をおきかせください
子どもの手の届く場所に絵本を置き（絵本を読むスペースもあり）自由に読書できる環境をつくっている
近くに図書館があるので、紙芝居や絵本など沢山借りてきて子ども達に読んであげたりお部屋に置いて子ども達が自由に手に取って見ることができるようにしています
園の絵本を毎日貸し出し。（好きな本を自分で選ぶ）
昼食後、各自で時間を取って読書（１冊）する。

問７．貴園でよみきかせや読書活動を進める上で問題となることはありますか。また、日頃子どもの読書についてのお考えがありましたらお聞かせください。
絵本を読む、聞くことにより子ども達の心がやすらぐと思います。 日々大人たちは、多忙な日々をすごしている毎日なので、少しでも子どもたちのために役に立ちたいと思います。
幼稚園生活の流れの中でゆっくり絵本を見たり出来る環境が必要に思います。
年齢にあった内容の本・季節感のある本・心あたたまる内容の本に触れさせてあげたいと思っています。子ども達も、日頃喜んで絵本視聴しています。
子どもがゆっくりと楽しめる読書コーナーがあると良いと思う。本の在庫も限りがある

「よみきかせ」...本を読むほか、紙芝居やエプロンシアターなども含みます。

問１．貴園では「よみきかせ」の時間をとっていますか

- (１) としている
- (２) していない(問６へお進みください)

問２．問１で「(１) としている」と回答された方にお伺いします。どのくらいの回数でおこなっていますか。

- (１) １日１回
- (２) １週間に数回程度
- (３) １ヶ月に数回程度
- (４) １年間に数回程度
- (５) 不定期に

問３．１回の時間はどのくらいですか

- (１) １５分以内
- (２) ３０分以内
- (３) １時間以内
- (４) お迎えの時間などを利用し、時間は決めていない。

問４．「よみきかせ」はどなたが行っていますか

- (１) 職員
- (２) 保護者
- (３) ボランティア
- (４) その他()

問５．よみきかせに必要な本はどのように確保していますか

- (１) 園で購入
- (２) 図書館から借りる
- (３) 園児の親が用意する
- (４) その他

問６．よみきかせ以外の読書活動をおこなっている場合内容をおきかせください

問７．貴園でよみきかせや読書活動を進める上で問題となることはありますか。また、日頃子どもの読書についてのお考えがありましたらお聞かせください。

ありがとうございました。

網走市子どもの読書活動推進に関する市民懇話会からの意見

- 学校図書の整備を充実させて欲しい。
未夢の会であちこちの学校に読み聞かせに行っていますが、私の子どもが通っている潮見小の図書室は私が子どもの頃の昔の図書室のイメージと変わりばいしていません。図書室が古い新しいということではなく、図書室に子どもたちが入りやすい雰囲気づくりとか、児童数に合わせた図書の数が欲しいと思います。
- 子どもの数も減っているし、図書室整備の予算的な要求は難しいのでしょうね。
- 私どもの小学校では、以前図書の希望調査を行ったことがあるのですが「まんが」の希望が多かったですね。
- 学校へ本の読み聞かせに行っています。私自身は子どもの頃、親に本を読みなさいと言われたこともなかったのですが、今でも中々進んで本を読む子は少ないと思います。学校の朝読書の時間などは本を読むきっかけづくりとして良い機会だと思います。
- アンケートの内容について、おもしろかった本のタイトルも聞いてほしいと思います。
- 保育園・幼稚園・幼児の読書傾向などをも調べて欲しいと思います。
- アンケートの質問事項だけでは子どもの意見は読み取りにくいです。もっと子どもの意見を聞いた方がいいと思います。
- アンケート項目に「どういうときに本を読みたいと思いますか」という項目をいれ欲しいです。
- 子どもに本を読みなさいと言っても中々読まないものです。それでも、私たちが学校へ読み聞かせに行くと聞いてくれています。読み聞かせを通じて本や物語に興味を持ってもらいたいと思っています。
- 図書館で月齢・年齢別の児童書の選書のアドバイスが受けられれば良いと思います。ブックスタート事業でリストを渡しているのであれば、その後の、年齢の子どもたちの親にも図書の紹介をしてあげるといいと思います。
カウンターのなかには中々聞きにくいので、いつでも聞けるように司書が児童書の近くにできるようにしてくれたらいいのに、と思います。
- 私の5人のこどもたちが小さいとき、絵本を読んであげていました。大きくなると家の中で他に遊ぶことや、やることが豊富にあり、本を読む時間がとれなくなります。最初はまんがでもいいから本を読むことが大事だと思います。また、家庭でも本を読む環境づくりが大切。学校でも朝読書の時間があることはいいことです。
- 学校でもしらべもの学習で図書室を利用する子が増えています。けれどパソコンを設置しているのでインターネットで調べることが多く、本を利用して調べるということは面倒に感じている子も多いようです。
- 大人でもインターネットを利用する方が便利で手軽になってきています。
- 今回のアンケート調査について保育園では、アンケート回収率は、半分程度でしたが、保護者の間では絵本を読んであげたいという気持ちを感じ取れました。
- 高校生の不読率が少ないと言う結果は、夏休み前に読書感想文の宿題があるから、ということもあるかもしれないが全体的に本を読む習慣が出来ている生徒は多いと感じています。
- 南ヶ丘高校では、流行っている本の統計をとって図書室に本を入れ、人気のあるものについては複本も入れている高校もあるようですね。

- 生徒からあがってくる本とこちらが読ませたいと思っているものとズレがありませんので結果的にほとんど購入しています。
- 高校の図書通信は図書委員がおすすめ本などの紹介があり、大人にも参考になりました。小中学校は図書室に本が届くまでのスピードが遅いし対応も遅いような気がします。子どもはそのときの期待に応えてくれないとあてにしくなるのではないかと思います。
- 読み聞かせ活動をしていると、小さい子に大きい子が読み聞かせをしていることがある。いい光景なので小中学生に向けて読み聞かせの仕方のアドバイスをしてはどうでしょうか。
- 図書館の月末整理日に生徒に整理を手伝ってもらってははどうでしょう。子どもたちに図書館に足を運んでもらうきっかけになります。アンケートにも読みたい本が身近にないという結果も出ているので、まずは本に触れるということから始めてみるというのはどうでしょう。
- 図書館のティーンズ向け図書のアピールをもっとするのはどうでしょう。
- 図書館でどこになにがあるかカウンターに聞きづらいという子どももいるのでは。書店などで見かけるベストリーダーのようにリクエストの多い順位を棚の付近に貼り出すのもよい手では。
- 中高生はこれを読め！くらいの勢いでPRとかしかけをしていかないとだめなのではないか。「これを読めランキング」とか手書きのPOP調なチラシを棚に貼るとか魅力的で注意をひくようなアピールも必要だと思います。
- 司書おすすめ本とか本好きな市民による本の紹介も良いのではないのでしょうか。
- 本好き以外の子を図書館に足を運ばせる方策を考えることが大切です。
- 図書館にあるビデオの宣伝をもっとしたらどうでしょう。網走市のようにビデオの館外貸し出しをしている図書館は珍しいことを市民の人は知らないと思います。子どもは親といっしょにくるので、図書館に親の足を運ばせる方策として図書館をPRすることも一つの方法です。
- 足を運んでもらうことが大事ですね。わくわく・ドキドキ感のある図書館にしなければいけないですね。
- 中央小学校の地域開放のように、市でも地域にひろげる案を考えてはどうか。分庫のPRをすとか。分庫については最近知りました。広報のPRをどんどんやっていくべきです。
- 桂幼稚園でも地域開放を毎月第1第3土曜日の10:00~12:00にしています。そういうPRもあわせてお願いしたいと思います。
- あと、除籍雑誌のPRも上手にするといいですね。
- プレママのための読書紹介とか胎教の本やCDのオススメができる機会があればいいと思います。親になる前に読書の大切さを知ってもらうと効果的だと思います。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号制定

第 1 条（目的） この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第 2 条（基本理念） 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

第 3 条（国の責務） 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第 4 条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 5 条（事業者の努力） 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

第 6 条（保護者の役割） 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第 7 条（関係機関等との連携強化） 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第 8 条（子ども読書活動推進基本計画） 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

第 9 条（都道府県子ども読書活動推進計画等） 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

第 10 条（子ども読書の日） 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4 月 23 日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

第 11 条（財政上の措置等） 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (平成14年8月)

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成13年法律154号)第8号第2項の規定に
基づき、国会に報告するものである。

第1章 はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。

平成13年5月に行われた調査によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で6.2冊、中学校で2.1冊、高等学校で1.1冊、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で10.5%、中学校で43.7%、高等学校で67.0%となっている。また、平成12年に行われた経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒は、OECD平均では31.7%であるが、日本では55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD平均では12.6%であるが、日本では22%となっている。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

平成11年8月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成12年1月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年5月に開館した。さらに、同年12月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言された。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成13年11月、議員立法により法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本計画は、同法第8条第1項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

なお、本計画は、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものである。

第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進

図書館における親等を対象とした講座はもちろん、市町村が実施する、妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、子育て支援の一環として公民館等において行う、読み聞かせなどの親子が触れ合う機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図る。

乳幼児や小学生等を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図る。

イ 図書館における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ。）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所である。

また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）において「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）に基づき、

- 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること
- 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス（利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供したりする業務）等に努めること
- 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進すること
- 希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めること

などの取組が一層推進されるよう促していく。

公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める。

ウ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっている。このため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

エ 民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約5,000の自発的に組織するグループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講じることが期待される。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば、学習指導要領においては、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標としている。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・

生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切である。このため、既に8,000校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなど各学校が目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

エ 学校関係者の意識高揚

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図っていく。

オ 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により推進を図る。また、盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進する。

カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要である。

ア 図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。公立図書館を設置する市町村の割合は、市（区）で96.5%、町村で36.1%となっている（平成11年度文部科学省社会教育調査）。したがって、公立図書館が未設置の市町村については、その設置について積極的な検討が行われることが望まれる。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においては、市町村は、住民に対して適切

な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

そこで、都道府県が未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めるとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。

イ また、既に公立図書館の整備が行われている市町村に対しても、地域の実情に応じて、分館や移動図書館車の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。

ウ さらに、子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進を促していく。

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書等資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう努める。

イ 設備等の整備・充実

移動図書館車の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、公立図書館における移動図書館車の整備を推進する。

図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出し情報やお話し会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たす。利用者が利用できるコンピュータの設置状況は、都道府県立図書館で 77.0%、市町村立図書館で 46.4%となっている。また、インターネット接続コンピュータの利用者への開放状況は、都道府県立図書館で 59.0%、市町村立図書館で 24.6%となっている（いずれも平成 13 年 5 月文部科学省調べ。）

このため、インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進する。

児童室等の整備

図書館の中で児童室を置いているのは、60.6%である（平成 11 年度文部科学省社会教育調査）。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促していく。

ウ 司書の研修等の充実

司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、その養成を進めるとともに、司書の重要性についての地方公共団体の認識を深め、司書の適切な配置を促していく。

司書の研修の充実

公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれ

る。

このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、録音図書を所有する公立図書館は約 20%、点字図書等を所有する公立図書館は約 30%となっている（平成 11 年度文部科学省社会教育調査）。

こうした中で、障害のある子どもについても、施設整備面での配慮、及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すとともに、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

学校図書館図書整備 5 か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成 14 年度からの 5 年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約 4 千万冊整備することを目指し、新たに、「学校図書館図書整備 5 か年計画」を策定したところであり、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間で、毎年約 130 億円、総額で約 650 億円の地方交付税措置が講じられることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる蔵書の整備等が可能となる。

学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は 23.6%であり、そのうち LAN（校内情報通信網）に接続している学校図書館は 19.1%となっている（平成 13 年 3 月文部科学省調べ）。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備については、従来より、地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書

館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあってても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備に努める。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より、地方交付税措置等による整備が進められており、引き続き整備を促進する。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となる。このため、他校の学校図書館や図書館などと連携して、蔵書等の共同利用化や必要な図書の学校を越えた相互利用の促進・普及等を図る。

学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条及び附則第 2 項の規定により、平成 15 年度以降、12 学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

学校図書館担当事務職員の配置

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

教職員間の連携

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要である。

このため、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促していく。

外部人材による学校図書館活動の支援

学校図書館で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている学校は 16.3% となっている（平成 11 年度間文部科学省調べ）。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

学校図書館の開放

地域住民に学校図書館を開放している学校は 8.9% である（平成 11 年度間文部科学省調べ）。学校週 5 日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められている。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していく。

ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と

連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

3 図書館間協力等の推進

(1) 図書館間等の連携・協力

ア 子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要である。

このため、図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

イ また、図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等の取組を促していく。

ウ さらに、

- 公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する
- 保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する
- 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動（いわゆるブックスタート活動）を実施する

など、図書館と様々な機関との連携・協力の推進を促していく。

(2) 図書館と大学図書館の連携・協力

大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

(3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行っており、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。

さらに、従来行われていた公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等において全館種を対象とした図書館協力が想定されている。図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

4 啓発広報等

(1) 啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

「子ども読書の日」（４月２３日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

そこで、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等との連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の作成・配布などにより、全国的な啓発広報を推進する。

イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組

などに関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、インターネット上の文部科学省のホームページに子どもの読書活動の推進に関する専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

(2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

ア 子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

イ 児童図書の作り手の創作意欲を高め、児童図書の質的・量的充実を図るため、児童文学の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰し、その創作活動の奨励と振興を図る。

(3) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にもリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制等

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係府省間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等との連携を更に深め、方策の効果的な推進を図る。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

地方公共団体において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

(3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

地方公共団体間における各種情報の交換等を促進するため、地方公共団体間において、都道府県・市町村それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備が推進されるよう促していく。

特に、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

(4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

2 財政上の措置

(1) 国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

北海道子どもの読書活動推進計画

北海道子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つためには、学校における教育活動の充実とはとより、学校・家庭・地域社会が一体となり、子どもの生活全体を見直し、ゆとりの中で生活体験、社会体験や自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むための環境づくりが求められている。

とりわけ、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと考えられるが、今日の子どもの読書離れは憂慮すべき事態であり、社会全体でその推進を図る必要がある。

本計画は、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進のため策定するものである。

また、国の基本計画及びこの計画を基本として、道内の各市町村において子ども読書活動推進に関する施策について計画を策定し、読書活動の充実に向けた取組が行われることを期待するものである。

2 計画期間

平成15年度から平成19年度までとし、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 計画の体系

基本理念に基づき、本計画の体系を次のとおりとする。

推 進 方 策	重 点
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	(1) 公立図書館の整備・充実 (2) 学校図書館の整備・充実 (3) 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	(1) 啓発広報事業の推進

子どもの読書活動の推進のための方策

【推進方策】

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

- 子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校がそれぞれの機能を発揮し、子どもが積極的に読書を行う意欲や態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、学校や図書館などの関係機関、民間団体・事業者等と連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を、家庭・地域・学校において積極的に推進する。

重点】

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っている。

特に、乳幼児期（0～5歳）には、読み聞かせ などをとおして親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切である。

このため、家庭における読書の大切さを啓発するとともに、地域においては図書館が中心となって児童館や民間団体等と連携し、読書の楽しさを知ることができるよう取組を推進する。

【現状】

道内では、子育てや家庭教育に関する学習・相談の場として、132市町村で家庭教育学級が開設され、153市町村で子育てサークルが組織されている（道立生涯学習推進センター調べ）。これらは、読み聞かせや子どもの読書活動の重要性などについて保護者に対して啓発する機会ともなっていることから、今後一層これらの講座等に対する支援が望まれる。

また、平成14年度現在道内の16市町村で実施されている（北海道教育庁生涯学習課調べ）ブックスタート は、家庭において子どもに乳幼児期から読書習慣を身に付けさせる上で効果的であると考えられることから、今後一層の普及拡大が望まれる。

完全学校週5日制の導入後、道内の市町村立図書館の43.8%で休日に子どもの参加可能な事業を実施しているほか、40%で子どもや親子の利用が増えるなどしており（北海道教育庁生涯学習課平成15年2月1日（土）の調べ）、地域においては、図書館が子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担っている。

今後、図書館においては、読み聞かせ等の講座の実施やレファレンスサービスの充実など、子どもの読書活動を推進するための取組を一層進めていくことが望まれる。

このようなことから、「家庭における読書活動の重要性についての理解の促進」、「家庭における子どもの読書活動への支援」、「公立図書館における子どもの読書活動の推進」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

ア 家庭における読書活動の重要性についての理解の促進

- ・ 読み聞かせや読書の重要性についての啓発

- イ 家庭における子どもの読書活動への支援
 - ・ 市町村が実施する読書活動に関する家庭教育の講座等への支援
 - ・ 市町村が実施するブックスタート事業への支援
 - ・ ブックスタート事業実施についての運営マニュアル作成
 - ・ ブックスタートに関する市町村職員等を対象とした研修会の開催
- ウ 道立図書館における子どもの読書活動の推進
 - ・ ボランティアの活用の促進
 - ・ 子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実
 - ・ 移動図書館車を活用した取組の充実
 - ・ 子どもの読書に関する調査研究の実施
 - ・ 子どもの読書に関する図書館間の連絡・調整の充実
 - ・ 民間団体活動 に関する情報の提供や相談の実施
- エ 児童福祉施設における子どもの読書活動の推進
 - ・ 道立児童福祉施設における読み聞かせなどの読書活動の充実
 - ・ 市町村立等の児童福祉施設 における読み聞かせなどの読書活動の充実の奨励
- オ 民間団体の活動に対する支援
 - ・ 民間団体の活動に対する「子どもゆめ基金」 等の活用の促進

<市町村に次の取組を期待します>

- ア 家庭における子どもの読書活動への支援
 - ・ ブックスタート事業の実施
 - ・ 家庭教育学級等における読み聞かせや読書活動の重要性についての理解の促進
 - ・ 子どもの発達段階に応じた優良な図書資料の広報
- イ 市町村立図書館等における子どもの読書活動の推進
 - ・ 読み聞かせ等の講座の実施
 - ・ ボランティアの養成と活用の促進
 - ・ 子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実
 - ・ 民間団体活動に関する情報の提供
- ウ 児童館等における子どもの読書活動の推進
 - ・ 図書室等を活用した読書活動の充実
 - ・ 読み聞かせ事業等の実施
- エ 民間団体の活動に対する支援
 - ・ 民間団体への情報提供や活動の場の提供などによる活動の支援

【重点】

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校は、各教科の学習や特別活動、総合的な学習の時間等をととして子どもの読書習慣の形成や図書館の利用の促進に関して大きな役割を果たしている。

また、幼児期や小学生期における良質な本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げるものであり、中学生・高校生期における読書は、自我の確立に大きな影響を与えるものと考えられる。

このため、学校等においては、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的な読書活動を推進する。

【現状】

道内の学校においては、学校図書館を積極的に活用するなどして読書活動の推進が図られてきているが、「朝の読書」などの全校一斉の読書活動の取組の面では、全国平均と比べると低い状況にあることから、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識を更に高め、家庭や地域とも連携し、学校全体として読書活動を一層推進していくことが望まれる。

[全校一斉の読書活動の実施状況（公立学校）]

（単位：％）

年 度	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
平成 1 1 年度間	3 2 . 2 (5 5 . 6)	2 2 . 4 (3 9 . 0)	6 . 7 (1 7 . 5)	1 5 . 8 (1 2 . 6)
平成 1 3 年度間	4 0 . 6 (7 7 . 8)	3 2 . 4 (6 0 . 5)	9 . 6 (2 4 . 6)	(-)

（ ）内は全国の数値。なお、平成 1 3 年度間の特殊教育諸学校については学校種別・部別ごとの集計のため掲載していない。（文部科学省初等中等教育局調べ）

このようなことから、「読書習慣の確立と読書指導の充実」、「障害のある子どもの読書活動の推進」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

< 北海道では次の取組に努めます >

ア 読書習慣の確立と読書指導の充実

- ・ 学校図書館の効果的な活用に関する取組事例の情報提供等による学校関係者の意識の高揚
- ・ 全校一斉の読書活動や読み聞かせ等の推進
- ・ 図書館を活用した指導の充実

イ 障害のある子どもの読書活動の推進

- ・ 障害に応じた読書活動の充実
- ・ ボランティアの活用
- ・ 学校間等のネットワークの活用

< 市町村に次の取組を期待します >

ア 読書習慣の確立と読書指導の充実

- ・ 全校一斉の読書活動や読み聞かせ等の推進
- ・ 図書館を活用した指導の充実

イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ・ P T A や読書サークル 等の活用と支援
- ・ 休業日等における学校図書館の地域への開放の促進

ウ 幼稚園や保育所における読書活動の推進

- ・ 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実

【推進方策】

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

- 子どもの読書活動の推進のため、公立図書館はもとより学校図書館の図書資料や施設・設備を充実し、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備するとともに、読書活動を推進する組織を設置するなどして、行政、民間等による体制の整備を推進する。

【重点】

(1) 公立図書館の整備・充実

公立図書館は、子どもが学校外で本と出会い読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしている。

道内では、道立図書館や市町村立図書館においてそれぞれの特色を生かした取組が行われているが、図書館未設置町村もあり、子どもの読書活動の環境づくりに向けて、公立図書館の一層の整備・充実を図ることが大切である。

このため、道立図書館の機能の充実・援助による公立図書館等の整備・充実を積極的に推進する。

【現状】

道内の市町村においては、公民館図書室も含めた図書館の機能は全ての市町村に整備されているものの、半数以上（108町村）は公立図書館が未設置となっている。

また、蔵書や設備の状況については、ほぼ全国平均並みとなっているが、本道の広域性や多数の小規模市町村の存在という特性を踏まえると、今後一層公立図書館の設置促進に向けた取組や道立図書館による支援、図書資料や設備の整備・充実などが望まれる。

（平成14年4月現在）

区 分	北 海 道	全 国
図書館設置市町村数	34市 100% 70町村 39.3%	97.7% 38.8%
人口100人当たりの蔵書冊数	241冊	244冊
個人貸出しの内の児童の比率	28.6%	27.7%
蔵書の内の児童図書の割合	27.2%	25.9%
児童室・コーナーを有する公立図書館を設置する市町村数	34市 100% 66町村 94.3%	91.1% 86.4%
コンピュータを導入している公立図書館を設置している市町村数	26市 76.4% 53町村 75.7%	98.7% 99.1%

（日本の図書館2002 （社）日本図書館協会、北海道の図書館 北海道図書館振興協議会）

～ については、都道府県立図書館の数値も含める。

このようなことから、「図書館未設置町村への設置の促進」「道立図書館による市町村立図書館等への支援」「公立図書館等の図書資料・設備等の整備充実」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

- ア 図書館未設置町村への設置の促進
 - ・ 図書館の設置及び運営に関する助言
- イ 道立図書館による市町村立図書館等への支援
 - ・ 協力貸出 の推進
 - ・ レファレンスサービスの充実
 - ・ 図書館運営の相談の実施
 - ・ 図書館職員の研修の支援
- ウ 道立図書館等の図書資料・設備等の整備・充実
 - ・ 子どもの読書活動に関する図書資料 や読書情報の整備・充実
 - ・ 児童コーナーなどの子どもが読書を行うために必要なスペースの充実
 - ・ 北海道に伝わる民話等の収集・保存
 - ・ 利用者用のコンピュータの設置など情報化の推進
- エ 障害のある子どもの読書環境の整備・充実
 - ・ 道立図書館等における障害に対応した施設・設備の充実
 - ・ 障害に対応した図書資料の整備・充実

<市町村に次の取組を期待します>

- ア 市町村立図書館等の機能の充実
 - ・ 未設置町村における設置についての検討
 - ・ 図書館間等ネットワークの拡充
 - ・ 近隣市町村との連携の強化
- イ 市町村立図書館等の図書資料・設備等の整備・充実
 - ・ 子どもの読書活動に関する図書資料や読書情報の整備・充実
 - ・ 児童コーナーなどの子どもが読書を行うために必要なスペースの充実
 - ・ 図書館間の相互貸借 の促進
 - ・ 地域に伝わる民話等の収集・保存
 - ・ 利用者用のコンピュータの設置など情報化の推進
- ウ 障害のある子どもの読書環境の整備・充実
 - ・ 市町村立図書館等における障害に対応した施設・設備の充実
 - ・ 障害に対応した図書資料の整備・充実

【重点】

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習活動を支援するという重要な役割を果たしている。

このため、学校図書館が、児童生徒の豊かな心を育む読書センター的な役割を果たすことができるよう、図書資料の整備はもとより、学校における図書館関係職員の配置等の充実に努める。

また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、休業日等における学校図書館の開放を推進する。

【現状】

学校図書館の蔵書については、年々充実が図られてきているが、全国平均と比べると低い水準にあることから、今後より一層計画的な整備が望まれる。

[1校当たりの蔵書冊数(公立学校)]

(単位:冊)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
平成11年度末	3,799 (6,407)	4,658 (7,910)	11,639 (19,615)	1,237 (1,425)
平成13年度末	4,270 (6,683)	5,110 (8,364)	11,970 (20,612)	(-)

[児童生徒1人当たりの蔵書冊数(公立学校)]

(単位:冊)

平成11年度末	18.0 (20.5)	19.3 (20.8)	22.2 (26.7)	32.2 (39.4)
平成13年度末	19.8 (21.4)	21.1 (23.3)	23.2 (29.0)	(-)

[蔵書のデータベース化の状況(公立学校)]

(単位:%)

平成11年度末	4.0 (7.4)	5.7 (8.6)	24.6 (33.4)	7.0 (9.1)
平成13年度末	9.1 (17.4)	13.8 (18.2)	27.8 (42.2)	(-)

(文部科学省初等中等教育局調べ)

()内は全国の数値。なお、平成13年度末の特殊教育諸学校については、学校種別ごとの集計のため掲載していない。

平成15年度から、12学級以上の学校に司書教諭が置かれているが、今後とも、司書教諭の計画的な配置を進めるとともに、司書教諭がその役割を十分果たせるよう、教職員の協力体制の確立など校内体制の整備が促進されることが望まれる。

また、子どもの読書活動を推進していくためには、家庭や地域と連携した取組が重要であるが、公共図書館等との連携やボランティア等との連携の面においても、十分でない状況が見られることから、こうした取組を積極的に進めることが望まれる。

[公共図書館等との連携状況 (公立学校)]

(単位 : %)

年 度	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
平成 1 1 年度末	3 5 . 4 (3 9 . 0)	2 0 . 0 (2 3 . 4)	7 . 7 (2 4 . 4)	7 . 0 (1 5 . 1)
平成 1 3 年度末	3 4 . 9 (4 6 . 4)	2 2 . 6 (2 9 . 2)	8 . 2 (2 5 . 4)	(-)

[学校図書館の地域住民への開放状況]

(単位 : %)

平成 1 1 年度末	1 7 . 6 (1 0 . 7)	7 . 2 (6 . 3)	2 . 8 (6 . 3)	1 . 8 (5 . 3)
平成 1 3 年度末	1 1 . 6 (9 . 1)	4 . 0 (5 . 7)	2 . 5 (5 . 2)	(-)

[ボランティア等との連携]

(単位 : %)

平成 1 1 年度末	1 6 . 2 (2 4 . 7)	3 . 9 (4 . 9)	0 (0 . 4)	5 . 3 (6 . 5)
平成 1 3 年度末	1 2 . 4 (3 1 . 5)	1 . 1 (1 1 . 5)	0 (2 . 5)	(-)

(文部科学省初等中等教育局調べ)

() 内は全国の数値。なお、平成 1 3 年度間の特殊教育諸学校については、学校種別・部別ごとの集計のため掲載していない。

このようなことから、「学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実」「学校図書館の活用を図るための人的配置等」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

< 北海道では次の取組に努めます >

- ア 道立学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実
 - ・ 図書資料の計画的な整備
 - ・ コンピュータを活用した情報化の推進
- イ 道立学校図書館の活用を図るための人的配置等
 - ・ 司書教諭 の計画的な配置
 - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立
 - ・ ボランティア等の活用
- ウ 道立学校以外の学校図書館の人的配置及び図書資料・設備等の整備・充実
 - ・ 司書教諭の計画的な配置の促進
 - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進
 - ・ 図書資料、読書スペース等の整備の促進
 - ・ コンピュータを活用した情報化の促進
 - ・ ボランティア等の活用の促進

< 市町村に次の取組を期待します >

- ア 市町村立学校図書館の図書資料・設備等の整備・充実
 - ・ 国の「学校図書館図書整備 5 か年計画」 に基づく整備
 - ・ 余裕教室を活用した読書スペースの整備
 - ・ コンピュータを活用した情報化の推進
- イ 市町村立学校図書館の活用を図るための人的配置等
 - ・ 司書教諭の計画的な配置
 - ・ 司書教諭の役割の理解及び教職員の協力体制の確立の促進
 - ・ 休業日等における学校図書館の開放とボランティア等の活用

重点】

(3) 子どもの読書活動の推進に係る体制の整備

子どもの読書活動の推進のためには、読書にかかわる機関や団体などから幅広い意見を聴取できるよう体制を整備することが重要である。

このため、道が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進する組織を設置するとともに、道民からの多様な意見の反映に努める。

また、図書館司書・司書教諭の研修についても充実を図る。

【現状】

現在、本道には、子どもの読書活動にかかわる機関や団体等からの幅広い意見等を聴取し、反映できるような体制、組織は整備されておらず、早急な整備が望まれる。

図書館間の連携については、道立図書館において、平成9年度から、市町村立図書館等とネットワークを結び、道立図書館所蔵の図書資料の検索や貸出申込等を行う「道立図書館情報システム」(愛称リスネット)の運用が開始されており、さらに現在、市町村立図書館や大学図書館など、道内図書館の図書情報を総合的・横断的に検索し、相互貸出ができるようネットワーク化する北海道図書館総合目録の構築に向けて研究が行われている。今後一層ネットワーク化を推進していくことが望まれる。

図書館関係職員の研修については、平成15年から新たに司書教諭を対象として実践事例等についての研究協議会が開催されており、また、北海道図書館振興協議会が中心となって図書館司書の研修が実施されてきているところであるが、今後とも一層の充実が望まれる。

このようなことから、「子どもの読書活動推進会議の設置」「図書館間協力の推進」「教職員の研修の充実」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

ア 子どもの読書活動推進会議の設置

- ・ 図書館、学校、民間団体、行政等からなる「北海道子どもの読書活動推進会議」の設置
- ・ 「市町村子どもの読書活動推進会議」の設置の促進

イ 図書館間協力の推進

- ・ 道立図書館を中心とする公立図書館ネットワークの拡充
- ・ 「国際子ども図書館」や大学図書館等との連携
- ・ 公立図書館等と学校図書館との連携・協力の促進

ウ 教職員の研修の充実

- ・ 読書活動に関する研究協議や情報の交換などによる教職員の指導力の向上
- ・ 司書教諭の研修の充実

エ 図書館司書の研修の充実等

- ・ 図書館司書の研修の充実
- ・ 市町村に対する図書館司書の適正な配置の奨励

オ 民間団体・関係機関との連携・協力

- ・ グループ・サークル、NPO等の民間団体との情報交流
- ・ 保健所等の関係機関との連携・協力

<市町村に次の取組を期待します>

- ア 子どもの読書活動推進会議の設置
 - ・ 図書館、学校、民間団体、行政等からなる「市町村子どもの読書活動推進会議」の設置
- イ 図書館間協力の推進
 - ・ 公立図書館等や学校図書館の連携・協力によるネットワークの拡充
- ウ 教職員の研修の充実
 - ・ 教職員研修による教職員の指導力の向上
 - ・ 司書教諭の研修の充実
- エ 図書館司書の研修の充実等
 - ・ 図書館司書の適正な配置
 - ・ 図書館司書の研修の充実
- オ 民間団体・関係機関との連携・協力
 - ・ グループ・サークル、NPO等の民間団体との情報交流
 - ・ 保育所・児童館等の関係機関との連携・協力

【推進方策】

- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
 - ・ 子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について道民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解・関心を高められるよう市町村や関係機関団体との連携・協力による普及啓発活動を推進する。

【重点】

(1) 啓発広報事業の推進

読書活動の意義や優れた取組、図書資料等の情報について、全道的な啓発広報を行い、子どもの読書活動を積極的に推進する。

【現状】

子ども読書の日及びこどもの読書週間に、子どもの読書活動についての理解を深めたり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための事業を実施している道内の市町村は、増加してきている。

また、優れた取組の奨励として各種表彰が行われるとともに、優良な図書についての情報提供も行われており、今後ともこれらの取組の一層の充実が望まれる。

このようなことから、「子どもの読書活動に関する道民の理解の促進」「優れた取組の奨励」「優良な図書資料の普及」などについて、次のような具体的な取組に努めることとする。

【具体的な取組】

<北海道では次の取組に努めます>

- ア 子どもの読書活動に関する道民の理解の促進
 - ・ 「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）についての道民への理解の促進とその期間における市町村事業の実施の奨励
 - ・ 道立図書館等における「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」にふさわしい事業の実施

イ 優れた取組の奨励

- ・ 子どもの読書活動を推進する優れた取組への表彰

ウ 優良な図書資料の普及

- ・ 優良な図書資料の家庭・地域への普及の推進

エ 各種情報の収集・提供

- ・ 子どもの読書活動に関する特色ある取組等の情報の収集・提供
- ・ 読書活動に関するホームページの開設とその活用

<市町村に次の取組を期待します>

ア 子ども読書の日等の啓発広報

- ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と行事情報の提供

イ 優良な図書資料の普及

- ・ 優良な図書資料の情報提供等による家庭・地域への普及

ウ 各種情報の収集・提供

- ・ 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

【用語の説明】

読み聞かせ：子どもたちに本や絵本を読んで聞かせること。

子どもが物語に親しむきっかけをつくり、読書の素地や動機付けを行うことを目的とする。さらに、読み手である保護者や教師、図書館員等が聞き手である子どもとコミュニケーションを図ることに意義がある。

ブックスタート：市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、受診したすべての親子に対して、図書館司書や保健師などがそれぞれの立場から赤ちゃんに絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡すもので、全ての家庭において、本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間をもつことができるよう支援するもの。

1992年（平成4年）にイギリスのバーミンガムで始められた。

道内では、平成12年からの恵庭市を皮切りに、平成14年度の段階で16市町村で実施されている。

レファレンスサービス：図書館が利用者の質問に調査して回答すること。

何らかの情報あるいは資料を求める図書館利用者に対し、図書館が所蔵資料等に基づいて回答すること。

民間団体活動：おはなし会、子どもの本交流会、子どもの読書支援団体などの民間の団体の活動

児童福祉施設：児童福祉法に基づき設置されている保育所、児童厚生施設（児童館、児童遊園等）、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設等。

「子どもゆめ基金」：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに設けられている基金で、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動等に助成を行っている。

読書サークル：読書を趣味とする人たちの集まり。読書同好会

協力貸出：都道府県立図書館における基本的な支援活動の一つで、市町村の図書館等の求めに応じてその図書館等が所蔵していない資料を貸し出すこと。

市町村の図書館等において、自館で所蔵していない資料を求める利用者があった場合、

その資料を都道府県立図書館から借り受けて利用者の求めに応えること。

図書資料：図書、記録、視覚聴覚教育の資料等。

相互貸借：図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて図書館同士で資料の貸借をすること。

司書教諭：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校（幼稚部は除く。）（以下、この項において「学校」という。）において、学校図書館の専門的職務を掌る職員で、司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てるとされている（学校図書館法）。職務は、各種の図書館サービスを中心とした学校図書館の運営と、これを基礎に児童・生徒及び教員一人一人の教授学習過程で発生する多種多様な資料や情報要求に応えることによって、教育と学習活動を支援することなど。

平成15年4月から12学級以上の学校に置かなければならないこととされている。

「学校図書館図書整備5か年計画」：公立義務教育諸学校の学校図書館の図書資料の計画的整備を行うため、平成14年度から5年間にわたって講じられている毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置

「国際子ども図書館」：平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童書専門図書館である。（平成14年5月5日に全面開館）

「子ども読書の日」：4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条において、国や地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとされている。

4月23日について

- ユネスコが1995年（平成7年）にシェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。
- 社団法人読書推進運動協議会（文部科学省所管）が、毎年、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」と定めて、子どもの読書活動の普及・啓発を図っている。
- 欧米、特にスペインでは、4月23日を「サン・ジョルディの日」として、本を贈る習慣がある。（サン・ジョルディはスペインのカタルーニャ地方の守護聖人）

網走市子どもの読書活動推進に関する市民懇話会設置要項

（設置）

第1条 本市における子どもの読書活動の推進にむけて基本計画を策定するため、「網走市の子どもの読書活動推進に関する市民懇話会を」（以下「市民懇話会」という）を設置する。

（任務）

第2条 市民懇話会は、網走市子どもの読書活動推進計画策定に関し、子どもの読書活動推進に関する取り組みや審議テーマに対する意見・提言を行う。

（組織）

第3条 市民懇話会は、網走市が選任する学識経験者等の委員及び公募委員をもって組織する。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者を持って充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代理する。

（会議）

第5条 市民懇話会の会議は事務局が必要に応じて召集し、委員長が座長となる。

2 委員長は、必要があると認められたときは、委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 市民懇話会の庶務は、教育部図書館において処理する。

（補足）

第7条 この要項に定めるもののほか、市民懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要項は、平成16年10月21日から施行する。

網走市子どもの読書活動推進計画庁内検討委員会設置要項

（設置）

- 第1条 本市における子どもの読書活動の推進にむけて、基本計画を策定するため、「網走市子どもの読書活動計画庁内検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置する。

（任務）

- 第2条 検討委員会は、網走市子どもの読書活動の推進について、関係機関の意見を聴取しながら網走市子どもの読書活動推進計画を策定する。

（組織）

- 第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は教育部長とし、副委員長は図書館長とする。
 - 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を持って充てる。
 - 4 検討委員会は、担当係長連絡会議を召集することができる。

（委員長及び副委員長）

- 第4条 委員長は、委員会を総括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代理する。

（会議）

- 第5条 検討委員会の会議は委員長が必要に応じて召集し、委員長を議長とする。
- 2 委員長は、必要があると認められたときは、委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
 - 3 委員会は、担当係長連絡会議で調査・研究した事項の提案を受け計画を策定する。

（庶務）

- 第6条 検討委員会の庶務は、教育部図書館において処理する。

（補足）

- 第7条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要項は、平成16年10月21日から施行する。